「解 放 令」と 賤 民

今 西 一

1 「日本」社会の排他性

① 戯曲「藪原検校」の世界

1971年6月、『中央公論・臨時増刊号・歴史と人物』に発表された、井上ひさしの戯曲『藪原検校』は、多くの研究者に衝撃をあたえた。民俗学者小松和彦もまた、『藪原検校』に触発されて、「『異人排除』の側面に焦点を当て、それを浮かび上がらせてみたのが、私の『異人論』」であったと、自分の研究動機を率直に語っている(小松、1998)。

井上は、この戯曲についてのエッセー「二通の手紙」のなかで、次のような 少年時代の思い出を語っている。

少年時代,ある事情があって,東北の,山形,岩手,宮城,青森の各県を転々としたが,私の転出先には,どういうわけか必ず,小さいが深い,暗緑色の腐ったような水を湛えた沼や池があって,それらの陰気な沼や池は,これまたどういうわけか,必ずそれぞれ「座頭池」「琵琶ヶ淵」「盲沼」「キンギョ池」など,盲人と因縁の深そうな名で呼ばれていたので,子供心にも,不思議だなと思った記憶がある。

井上はここでも、「『キンギョ池』とは正しくは『検校池』のことで、『検校』が東北風に訛ると『金魚』になる。ついでに付け加えると、『ローマの休日』を東北風に訛ると『老婆の弓術』、『クオ・ヴァデス』が『工場です』、『シミーズ』が『清水』となる」と、得意の言葉遊びをしている。

「これらの沼や池の名の由来を聞くと『昔, 座頭や琵琶法師が誤って転落し,

溺死したからだよ』というのが、いずれも共通した、それぞれの土地の人たちの答えだったが」、「いろいろの資料に当たってみると、盲人たちは誤って沼や池に転落したのではなく、どうやら目明きたちの手で、沼や池に突き落とされ、溺死を強いられた、というのが真実らしいのである」。

江戸時代の村では、平時には座頭を歓待し、奥浄瑠璃を語らせる「定法」があったが、「飢饉に次ぐ凶作、凶作に続く不作」のなかで、「異人」歓待の「定法」が破られ、「座頭たちを沼や池の中に突き落とした」、「異人」殺しの残酷な事例が紹介されている。

この戯曲のなかで井上は、主人公杉の市(2代目藪原検校)と対照的な学者で勾頭の塙保己市に、「盲人は晴眼者からなにかうさん臭いもの、なにか生臭い存在だと見られておりますね」。「つまり、忌み者嫌われ者です。粗暴、凶暴、殺伐、野蛮、答・、貪婪、強欲、胴欲、腹黒、陰険、非道、極道、没義道、以てのほか、ふてぶてしい、性悪、狡猾、そして、魔性。これが晴眼者の目に映る盲人の像です。晴眼者と対等につき合うためには品性を磨かなくてはならない」と語らせている(井上、1974)。

差別というものが、「他者」との関係性のなかでつくられるということを、 よく示している言葉である。そして、杉の市は、悪のかぎりをつくし、最後に は宙づりにされ、見せしめのため「三段斬り」で処刑される。

② 「異人」論の意義

これを民俗学の世界で展開したのが、小松和彦の『異人論』(1985)である。このなかで小松は、「『異人殺し』伝説の発生(流行?)は『異人観』の変化による村びとたちの『異人』に対する具体的行動の変化に対応している。いま少し具体的にいえば、『異人殺し』伝説は、異人=神という信仰の衰退や異人は大金を所持しているという観念の浸透、異人はしばしば忌避され、ときには殺されることもあったという事実、もしくは殺されても不思議はないという意識があって成立しうる」といった、民衆意識の「暗部」を問題にする。そして、「『異人殺し』のフォークロアの存在意義」を、「『異人』に対する潜在的な民俗社会

の人びとの恐怖心と"排除"の思想によって支えられているフォークロア」だとする。

1980年代には、具体的な子供の世界での「いじめ」事件の増大などもあって、「異人殺し」伝承のなかにある、民衆の"排除"の思想が問題になる。この「異人」論については、赤坂憲雄が『異人論序説』(1985)のなかで、優れた研究史整理をおこなっているので、それを参照していただきたい。

ただ、近年の赤坂の精力的な「東北」研究に対して小松は、「赤坂さんの場合には、稲作文化の民俗を追いかけている民俗学者よりももっと悲愴です、雑穀文化はもっと滅びていっているわけですから。彼が見ている民俗は日本を一つの常民文化で描くのではなく、複数の文化として描く多元的なものですが、現代の新しいものは見えない」と批判する(小松・五十嵐、2000)。確かに、赤坂は、『排除の現象学』(1991)の「あとがき」のなかで、「近代は終わった、ポスト・モダンの時代がはじまった、と声高に叫」ぶ人びと対して、「近代はおろか前近代すらいまだ終わっていない」と批判している。

赤坂は、そのデビュー作『異人論序説』のなかでも、既に「日本的心性の底に沈んでいる〈漂泊〉への志向」とか、網野善彦のいう「〈無縁〉の原理とその発現が、天皇制というフィクショナルな回路にたえまなく吸収され、その一部として無意識のうちに機能させられてしまう、この逆説的な光景」こそ、「日本の歴史を通底する主題」であるといった、「日本」や「日本人」、「日本文化」を連続的で、実態のあるものとして把えようとする方法意識が、あまりにも強烈である。従って、豊富な事例を見事に整理した『排除の現象学』でも、その事例を彼の「異人論」のなかで解説するのが主で、なぜいま、ここまで〈いじめ〉の問題が深刻化するのか、という現代社会のなかでの分析が十分になされているとは思えない。

③ 町村共同体の「団体性」

ただ小松・赤坂らの「異人論」は、民衆世界のなかの「暗部」を見事にえぐり出すものであるが、民話や民間伝承をそのままの素材として使っており、そ

れ自体としては歴史学では使えない。そこで教えられたのが、朝尾直弘の一連の身分制に関する論文である(朝尾、1995)。「日本近世都市の特質」という論文のなかで、朝尾は、「町 内」と呼ばれた、近世の「町」共同体を、次のように規定している。

町は一般に町法(町掟・町式目)をもち、住民は町法にしたがう義務を有した。町法の内容は、第一は家屋敷の売買、したがって町の構成員の決定・加入をめぐることがらで、町の性格からしても、この問題は最も重要であり、初期から規定がみられた。(略)成員の決定権は町中にあった。町ごとに職商規制があり、特定の職業や賤民の居住を禁じたものである。第二に、町内における成年・婚姻・相続・隠居などの諸儀礼を定めている。これは広くいえば成員の交替、成員候補者の決定、町によるそれらの認定にかんすることがらで、半面、通過儀礼の性格も兼ねていた。第三に、町の自治機関にかんする規定である。一般に、年寄とよばれる役人を成員の輪番で一両名を選出し、町の世話役、代表とし、その礼銭を定めるのがふつうである。このほか、用人、番人などの規定がある。また、成員集会の決議は多数決原理を採用していた。第四に、借家と借家人の統制にかんすることがらで、これは原則として家主である家持町人の責任が強調されるほか、借家人の人柄を保証する請人の地位も重視された。

この規定は、ほぼそのまま村落共同体にもあてはまる。そして朝尾は、町の成員を決定するのは、「町」共同体である、という説を展開する。これは、もう少し突っ込んで言えば、近世の身分を最終的に決めるのは、領主権力ではなく町や村の共同体の側である、という議論にもなる。

また朝尾は,前近代社会において,「身分は,その本質において局地的であり,かつ特殊的なものである」として,兵農分離によって,「士・農・工・商・エタ・非人」といった,統一的な身分制度が,上から政治的に作られたとする「政治起源説」を批判する。

中世の天皇家や寺社勢力を、その政治的・経済的基盤は奪っても、完全には 解体できず、町村の「団体性」を公認した近世の統一権力は、さまざまな身分 を在地に残した。そのなかでも最下層の「賤民集団」を、部落史の山本尚友は、 宿, 散所 (声聞師), エタ, 隠亡, 蜂叩, 蛭が かない かない かない かない かない からい (瀬者), 巫女の9系列と, 芸能系 (猿引ほか), その他 (藤内・木地屋ほか)に区別して紹介している (山本, 1999)。このなかでもエタ・非人以外は, 近代になっても「雑種賤民」と呼ばれ, 部落差別とならんで根深い差別の対象とされてきた。本稿では, この周縁的な身分の問題もあわせて考えてゆきたい。

④ 国民国家の排他性・抑圧性

朝尾は、この町村共同体の自治機能が、逆に排除の構造をつくることを見事に論証している(「近世の身分制と賤民」)。作家の司馬遼太郎もまた、淡路出身の豪商高田屋嘉兵衛の生涯を描いた『菜の花の沖』(司馬、1982)のなかで、日本人の排他性をつくったのは、鎖国と村落共同体だとしているが、この議論だけでは国民国家それ自体のもつ排他性が免罪されてしまう危険性がある。

そこで注目されるのが、西川長夫の国民国家論である。西川は、「国民(Nation) 再考」という論文のなかで、「国民がわれわれ自身のものとして実感されるためには、排除すべき彼らが必要となる」とする。そして、エマニュエル・シエースの有名な『第三身分とは何か』(1789年)という著書を取り上げる。同書が「特権的な身分の排除と平等均質な共同体という国民国家のモデルー『第三身分は一国民全部を構成する』ーを提出することによって、王朝的な国民概念を根底からくつがえした」意義は認めるが、「『第三身分は国民全部である」と言明して、第一(貴族)、第二身分(僧侶)を『異邦人』として排除したとき」、「さまざまな国境線(国民的/非国民的)が引かれる」ことに注目する。

そして、「フランス革命における外国人排除の過程は、政治の舞台における 女性の排除の過程と軌を一にしていた。植民地における解放もまた同じ経過を たどるであろう」とする。「国民は解放の観念であると同時に抑圧の観念である。 国民は時間的空間的に全体性を志向する統治の観念であ」り、「国民はのり越 えられるべき歴史的概念である」と指摘する。近代国民国家は、「国家」を怪 物にするだけではなく、「国民」もまた怪物に変えていくのである(西川、1992)。

国民の形成とは、その対極に「非国民」を作りだし、外国人や女性、下層の

民衆を排除する過程である。「我々」と「彼ら」という二局対立が、強烈なナショナリズムや排外主義をつくりだしていくことは、最近の石原慎太郎東京都知事の「三国人」発言や、各地で起こっている外国人差別の問題を見てもよくわかる。最近の日本では、〈草の根の排外主義〉が強まっている。

しかも、日本は、国籍 = 民族 = 血統 = 単一言語という「単一民族神話」の幻想が、最も強い国のひとつである。日本とともに、「血統」主義をとるドイツでさえ、外国人労働者の「二重国籍」が議論されるようになっている。しかし、日本では首相の「天皇中心の神の国」発言が飛び出し、排外主義や差別がつよめられている。今こそ、「日本」社会の排他性を超克する歴史研究が重要である。

2 「解放令」の社会史

① 「解放令」の成立過程

1871年8月28日、明治政府は、「穢多非人等の「称)廃され「候うならなら、「昔ら身分職業共平民同様たるべきこと」という太政官布告を出した。同時に各府県に対して、「穢多非人の称廃せられ候条、一般民籍に編入し、身分職業共すべて同一に相成(候)様、取り扱うべく、「尤も地租其外除蠲(免除のこと)の仕来もこれあり候はば、引き直し方見込取り調べ、大蔵省へ伺い出づべき事」という通達も出している。これを一般に「賤民(称)廃止令」とか、「解放令」と呼んでいる。ここではその画期的な意味を強調して、「解放令」と呼びたい。

政府機関で最初にこの問題が議論されたのは、1869年4月の公議所であった。しかし、ここでの議論は、それまで諸役負担が免除になっていた朱印地やエタ地などが、道路の距離や町村の数に入っていない場合があるので、これを改めようとする「里数御改正の議」であった。この議論のなかでも改定の前提としてエタの称を廃止しようとする議論もあったが、全体としてはとても「解放論議」などと呼べるものではなかった。

71年3月には「斃牛馬持ち主勝手取り捌き」の布告が出され、それまでエタ が行っていた死牛馬の処理が、勝手に行えるようになっている。これに対して 兵庫県では、7月29日に戸板村のエタが、エタ銀の廃止を願いでている。エタの特権であった死牛馬の処利権が廃止された以上、役の負担の返上を願い出るのは当然である(今西、1993)。エタの側にも、賤業(称)を廃止したいという欲求が高まっている。

70年末には、京都府と東京府からも差別廃止に関する建議が出されるが、いずれも国家有益の仕事をさせるか、上納金を納めた者を個別に賤民身分から解放する、といういわゆる「抜擢解放論」であり、即時無条件に「解放」するという「解放令」とは、直接につながるものではなかった。「解放令」に直接つながる政府内部の動きは、70年7月頃の民部省の戸籍編製法案の作成過程で準備された、四民平等の立場から賤称を廃止し、平民の籍に編入する旨の布告案であったが、この時には太政官の採用にいたらなかった(丹羽、1995)。

従来、「解放令」には、民部省の大江草が大きな影響をあたえてたとされているが、彼の最初の建議は、それにもとづいて71年3月に、太政官に提出された民部省の伺書と基本的に同一で、賤民を平民の一等下におき漸次平民籍にする、という段階的なものであった。第2の建議は、一等下におく点は撤回したが、勧業資金を出金したものを平民にするという「抜擢解放論」であって、いずれも「解放令」には直接つながるものではなかった。しかも大江は、5月に福岡県に出張を命ぜられていて、「解放令」には直接関係していなかった。

では「解放令」は、どのようにして実現したのであろうか。71年8月8日、 大蔵省租税寮は、「穢多非人等の類屋敷地」の「除地」(課税免除地)は、墓地 を除いて廃止するべき旨の伺い書を提出し、つづいて同月22日には、「解放令」 と同じ内容の「大蔵省原案」が提出され、同月28日の「解放令」となった(上 杉、1990)。

8月8日の大蔵省の布告案の「除地」廃止,すなわち「穢多地」などに課税することは、その土地に対する地券を発行し、その売買を許可することを意味しており、ひいては居住制限を撤廃し、移動の自由を認めることになる。ここで、「除地」廃止から「解放令」に、急速に転回したと考えられる。

② 「解放令」の社会的機能

「解放令」の制定過程については、上記のような上杉聰・丹羽邦男説以上のことを言う準備はないが、私は以前から「解放令」の社会的機能という問題を提起している。ここでは京都府の例をとるが、図のように、「解放令」の施行前後に、京都府の「エタ」支配は大きく転換する。

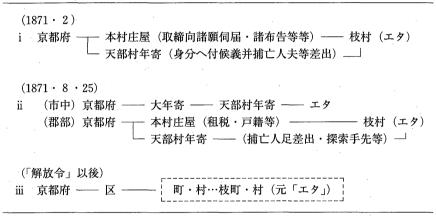


図 京都府「エタ」支配の変化

出典:福島正夫『「家」制度の研究 資料篇2』より

1871年2月の段階で京都府は、「穢多村」の場合、租税や諸願い・諸布告などの仕事は、本村の取り次ぎ庄屋の指揮を受け、刑吏の仕事は、「天部村」という頭村の支配を受けるようになっていた。本村付きの支配と、頭村による支配の「二重支配」を認めていたのである。ところが、「解放令」の出される直前の8月25日、天部村は市中の大年寄の支配に置かれ、市中に「仮寓する穢多」もまた天部村の支配の下に置かれることによって、大年寄の間接的な統制下に置かれるようになった。ただ郡部では、これまでの「二重支配」が容認されていて、刑吏などの仕事は、天部村年寄が統括することになっている。

そして、「解放令」直後の9月19日、天部村は無税地は取り調べのうえ納税を申し付けられ、戸籍編成は大年寄に差し出すようにと決められた。そのうえ

「辻芝居」なども禁止され、これまで「身分」によって京都府庁から申し付け られていた「役用」などは、一切免除されたのである。

これは「身分制」の急激な解体であるが、「解放令」の社会的機能としては、 頭村の支配を廃止することによって、天部村(特にその年寄)の「中間的身分 団体」の「自治」を否定し、エタなどを府県行政の下の一般的「臣民」として 垂直的に統合し、「支配の前の平等」を実現することでもあった。これは近代 的行政をつくる重要な前提でもあった。

③ 町村「共同体」の扶養機能

これらの「改革」は、身分制の解体という問題とともに、江戸時代の町村「共同体」がもっていた、「扶養機能」を解体するという問題をもっていた。

江戸時代のエタは,死牛馬の処理や刑吏の仕事をするとともに,丹後の峰山 (現京都府)などでは,元旦の「掃き始め」の時,箒や草履などを暮れに御家 中・旧家などに配り,「扶持米」をもらったりしている(「風俗問状」)。

なにより中世末期から、芝居興行、能、相撲などの勧進興行では、エタ村に 興行税(櫓銭)を支払う慣行があった。しかし、1708年(宝永5)に京都のか らくり師小林新助が安房(現千葉県南部)でからくり芝居を興行中、エタ頭の 弾左衛門に、「無断興行」をしたとして訴えられるが、江戸町奉行所は、小林 を勝訴にした。ここで、弾左衛門は櫓銭の権利を失い、人気役者2代目市川団 十郎が、この事件を『勝扇子』という書物に残して一躍有名になった。

だが、山城(現京都府)井手郷の上狛村(上駒村)の例などを見ると、エタの「旦那場は芸能などの興行時の櫓銭だけでなく、神役や大水のさいの流木の取得権もふく」まれていた。「上方では櫓銭にたいする権利が江戸時代を通じて認められ」ていた(山本、1999)。

番人の給料は各村適宜と難も,年一俵より二俵までとす。その除は毎日米櫃を荷ひ,長さ百姓に十戸位飯を貰ひ廻り,大豆・大小麦の出来秋は勧進と唱へ各戸を廻り,五節句等には草履を毎戸人員一人に一足づ、持参し,その返しとして上は米七合,中以下は一合又は二三合位遣す。毎年正月には大黒舞として人形を舞はし,太鼓を打ち三味線をひき各戸を勧進して有志を促す。十二月にはせきぞろたい二倍と唱へ各戸に勧進す。

このように非人番にいたっては、町村の警備をする代償として、非人番給とともに、「物乞い」をする「特権」が認められていたのである。これを「乞い場」といい、その地域は、ほぼ彼らの警備の範囲でもあった。非人番の物乞いには、正月の大黒舞や12月の節季候など、宗教的な芸能活動と結びつくものが多かった。

また、特に興味深いのは、津山城下(現岡山県)では、非人番たちに、「一宮中山神社の祭礼をはじめ開帳などの見廻り、万人講、市町などの博奕の風聞探索、行倒れ人の手当さらに野伏非人の追い払いなど」の役をやらせるため、1739年(元文4)頃から幕末まで、春(夏の場合もある)の数日、万歳芝居の公演が認められている。ただ、「藩側の恣意により興行がしばしば差止められ、

万歳芸が確たる収入源にとはならなかった」ようである(竹下,1997)。しかし, このような非人の芸能活動は、各地に存在すると考えられる。

④ 賤民的芸能者たち

江戸時代の京都の正月は,賤民的な宗教者や芸能者たちの世界である。「新春を迎えると,四条河原の矢倉(櫓)芝居の桟敷が賑わい,大和からくる千寿万歳,因幡薬師町の猿まわしが,所司代邸の庭や禁裏の棗庭で新春を言祝」でいる。町の「人家の門口には,西宮の傀儡師・万歳楽・春駒・鳥刺・鳥追・猿舞・大黒舞がやってきて,巧みな芸」を披露する。「競うように,伊勢の大神楽・鹿島の事触・大原の巫子,竈 祓い・獅子舞が家々を廻ってお祓いをする。そのなかを清水坂の弦指(弦召)の持つ懸想文や卜筮の家からの歳八卦(暦)が売り歩かれ」ている(辻,1999)。

これは、黒川道祐の『首次記事』(1676年)からとられたものであるが、その代表例として猿まわしを見ていこう。猿まわしは、中世からある芸能だが、この記事を見ると、庶民の家に門付けしてまわる職と、所司代や禁裏(御所)で猿をまわして厩祈祷をする職と、2つの職があったことがわかる。

『日次記事』より1年前の1675年(延宝3)に書かれた『遠碧軒記』によると、猿ひきは「正月五日に内裏へ行きて、その外は親王さま誕生の時は内裏に行く、姫宮のときは参らず、常も町をあるきて他処のは入れずなり」としている。また一

猿ひきは京に六人あり、所々にありて外のは入らず、京にては因幡薬師の町に 住す。山本七郎右衛門と云ふ。子供あれども一人づつは又拵ふ。伏見のも京へ は入らず筈なり。伏見のは装束をさせてまはす。京のは内裏かたへ行くときは 急度装束す。

とも書かれている。因幡薬師町に山本七郎右衛門を中心とした 6 人の猿まわし 集団がいた。近隣の伏見といえども、余所者は入れなかったというから、独自 の旦那場を形成していたと考えられる。

しかしこの後、京都の猿まわしの頭は、瀧井兵庫という人物に変わり、1690

頃になった『人倫訓蒙図彙』によると、「京に来るは伏見の辺、その外所々に住す」とあるから、山本らの独占的な旦那場は、17世後半には崩壊している。瀧井は、京都壬生に住んでいたが、1830年頃に他家から養子を迎えた。後年、大坂天王寺の五島米太夫兄弟が武井の下で御用を勤め、五島は毎年、12月29日に大坂八軒町から「禁裏御用」という高張りを立てた舟で京都に上り、壬生の武井の屋敷で潔斎して、正月5日の禁裏の御用を勤めた。4度ほど都合で参らなかった年があるが、東京遷都後の1871年の御留守所時代まで参内したという(高木、1991)。

近畿では、この他に近江国(現滋賀県)の彦根藩主伊井家に仕えた、犬上郡高宮村の猿引式部こと小山右京や、紀州(現和歌山県)海草郡貴志荘の「猿引貴志甚兵衛」が有名である。また紀伊国那賀郡長田荘上田井村には、「北の端に猿屋垣内といふ所あり、家数二十軒、皆猿ひきを業とす。平民これと婚を通せず」(『紀伊国続風土記』)といった、「猿屋垣内」がある。1960年代後半の芸能史の織田紘二らの和歌山県の調査でも、「猿屋垣内」は「付近の人たちともまったく絶交渉で、もちろん結婚する人もなく、日常のどんな交際もなかった」という差別が報告されている(三隅ほか、1966~69)。

近年、山口県では村崎修二らによって、周防の猿まわしが復活したが、古老の丸山吾一は、わしらは「芸人ちょうが、体裁のええイタキベエ(乞食)みたいなもんじゃった」と語っている。巡業先で農民からは、「『あいつらは猿のションベン(小便)のついた米やらモチやら食う』ちゅうて、よう小馬鹿にされた」そうである(村崎、1986)。

これに対して江戸の猿まわしは、エタ頭弾左衛門の支配下にあり、猿飼の頭 長太夫や門太夫は、「弾左衛門の下にあって、江戸中の猿芝居や猿見世の興行 を独占していたのであるし、また猿飼は一般民家には止宿できなかった」。し かし猿まわしは、非人とは違って、頭は「脇差を帯し、袴も着用仕」、下手で も「斬髪」などはしていなかったので、その身分は非人よりは、上であった。

長太夫や猿飼たちは、浅草の弾左衛門の囲のなかに住んでいたが、1800年(寛

政12) の記録によると、「猿飼は、六十一軒、そのうち、弾左衛門の囲内の家数は、十五軒である。残りの四十六軒が、十二カ国に散らばっている」(石井、1994・98)。

江戸時代の諸絵画に見られるように、江戸の大名家でも、新春には猿まわしを呼んで、寿いでいるが、「猿に烏帽子をかむらせ、驚をもたせて、舞わしている。これは、めでたい『三番叟』のいでたちであろう」(京都部落研究所、1994)。同じ関東でも、甲府(現山梨県)では、エタ頭はなく、牢番の三井庄蔵、藤曲直蔵が、エタ、猿まわし、説教などを支配しており、支配の形態は地域によって実に多様である。

⑤ 「解放令」以後

禁裏に参内していた,猿まわしや大和国(現奈良県)北葛城窪田や箸尾村から来ていた千寿万歳は,1871年正月5日を最後に,現れなくなる。これを高木博志は,「宮中における神仏分離が急激に進む」ことによって,「神道国教化政策の展開により,宮中の内部から仏教的要素を排除するとともに」,「呪術的な宗教の要素も一掃され」たとする(高木,1997)。ここには,陰陽道をふくめた,近代の「聖」と「賤」の転換の問題があり,別に展開してみたい課題である。

また江戸時代の近畿農村で、虚無僧、浪人、座頭など「勧化」の人びとが、3カ月に「二百数十人」来ていたという報告がある(藪田、1994)。もちろん近代でも、山村にくる「まれびと」として、巫女、修験者、札売り、春駒、大黒舞、神楽、万歳、猿まわし、巡礼、瞽女、座頭、人形芝居、芝居、浪花節、箕直し、漆掻き、鍛冶、鋳掛屋、屋根葺、木地屋などがあげられている(鈴木棠三、1938)。

町村「共同体」は、この「異人」たちを歓迎し(時には「異人」殺しも行うが)、彼らから生活に必要な様々な情報や娯楽を得て暮らしていたのである。なにより町村「共同体」は、エタや非人・「雑種賤民」を排除するだけではなく、刑吏や「穢れ」を浄める芸能民として扶養するという側面をもっていた。しかし、その町村「共同体」の「自治」や扶養機能は、「解放令」などの上か

らの近代的「改革」によって、急速に解体されていったのである。

飾磨県(現兵庫県)では、1872年前後から、非人番を「村町に抱え置」き、「祝儀・不祝儀の節、米銭を貰い請け、あるいは祭礼・一人寄場等にて出店商人より品物又は金銭を取り立て」るといった「弊風」を厳禁している。豊岡県(同右)でもまた、同年の捕亡吏(巡査)の設置の際に、捕亡吏への「苞苴」(=贈与)を厳しく禁じている。

明治の初年には、「諸勧進・物貰い」が禁止されるだけではなく、石川県では「乞食狩り」までがやられ、中国地方では、「山家」と言われていた山の民が、窃盗、強姦、殺人、放火などを行う「人類をもって、これを視るべからざる者」として、「山家狩り」にあっている。しかも、彼らは戸籍に編入され、「授産所」や「流民集所」で、「国民」化されるための規律化や訓練を受けている(今西、1998)。

これは近代国民国家が、町村「共同体」のもつ自衛や警察権などを奪い、「公 共性」を国家の側に独占する施策でもあった。そして、広域的・行政的な警察 制度をつくり、1人ひとりの民衆を「日本人」化=「国民」化するための前提 でもあった。

また、言葉に敏感な柳田國男のような民俗学者は、日本列島の半分では、「モノモライ」という言葉が、眼病を指す言葉になり、乞食を指すようになっっているが、伝統社会の「物乞い」には、多様な意味があると指摘をしている。柳田の次のような指摘は興味深い(柳田、1935)。

相州津久井地方の七軒乞食は、所謂モノモライの別名であって、七戸の家から 麦の粉をもらって来て、焼き物にして食うと瞼の腫物が治ると謂って居るが(内郷村話)、信州諏訪などでは独りメッコジキに限らず、橋を渡らずに七軒から米を貰って来て、一人で炊いて食べると が が 落ちるといい、同北安曇郡の七軒もらいは胸の痛みの療法であって、七軒からボヤ(枝薪)を貰って来て、それで飯を食うことである。紀州の有田郡では正月十五日に限って、谷や橋を渡らずに七軒をまわり、この朝の粥をもらって食べると、難治の持病も治ると信じていた(有田郡年中行事)。

このように、各地に「七軒乞食」や「百家飯」といった、物乞いの慣行があり、これは物乞いによって病気が治るという「精神的」な関係であって、その行為を賤視したり、差別するものではなかった。しかし、「物乞い」という言葉そのものや、それを行う「異人」たちへの〈まなざし〉は、「近代」になって大きく転換している(今西、1998)。

マックス・ヴェーバーは、有名な『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』のなかで、プロテスタンティズムにとって、「労働能力のある者が乞食をするのは、怠惰として罪悪であるばかりか、使徒の語に照らしても、隣人愛に反することがらだった」と語っている。近代社会とは乞食の住めない社会であり、その意味でも「鉄の檻」であった(ヴェーバー、1920)。カール・マルクスもまた、このような人びとを「ルンペン・プロレタリア」と呼んで蔑んでいる。

おわりに

一 近代日本の「聖」と「賤」―

「解放令」の実施過程をみてもわかるように、日本の近代化は、身分制の解体を急速にすすめ、身分的「中間団体」を排除する方向ですすめられた。近代化のタイプとしては、フランス型に近く(それよりもドラスティックである)、身分的「中間団体」を残し、それを近代的な機能団体に変えていったドイツ型などとは、大きく異なると考えている。従って私は、部落差別なども江戸時代からの「遺制」として考えるのではなく、日本近代の国民国家が創りだしていった問題として考えることが重要だと提案している。今後の研究では、もっと江戸時代の「身分差別」と近代の「部落差別」との区別とを考えなければならない(今西、2000)。江戸時代には、さまざまな「雑種賤民」がおり、近代でも差別が残存していたが、なぜエタ系の地域だけが「特殊部落」「被差別(未解放)部落」と呼ばれ、差別されるようになったのかは、重要な問題だと考える。

しかし、それではなぜ近代日本は、「聖なるもの」と、「賤なるもの」との差別の激しい社会になったのであろうか。紙幅の制約もあるので、ここでは1、2の例だけをあげる。「ほかひびとの末裔」である江戸の歌舞伎役者たちは、「賤視の対象となり、居住地」の制限など、いくつかの差別を受けていた(徳永、1998)。「『河原者』『河原乞食』『芝居者』『制外者』などなど、さまざまな蔑称を与えられて、蔑視されつずけながら、悪所において彼らは英雄であ」ったが(服部、1993)、特に江戸では下層の役者たちは、男色を生業として生活していた。

文明開化期には、彼らは「国家に益なき遊芸」として、幾度か取り潰しの危機にあうが、市川団十郎の「活歴」(生きた歴史) に芝居を近づけようとする演劇改良運動や、1887年4月の天覧演劇によって生き残った(倉田、1999)。相撲も同じで、72年3月、蛇使い及び男女相撲その他、「醜体の」見世物が禁止されるが、84年3月10日の芝離宮の天覧相撲によって、男相撲は公認されるようになる(雄松、1993)。

このように、芝居や相撲といった「悪所」の見世物が、「天覧」といった天皇制の「聖なる」権威によって生き残り、「悪所」の見世物や大道芸との関係を切断していった。しかもそこには、彼らの近代天皇制と結び付いた、壮絶な「身分」上昇運動が存在する。また歌舞伎や相撲は、きわめて「伝統的」な芸能(「梨園」)やスポーツ(「国技」)としては生き残れたかもしれないが、それは裏返せば、周縁民衆の持つエネルギーと切断していくことでもあった。ここに、「聖なるもの」と「賤なるもの」が、近代天皇制を軸にしながら再編成されていくひとつの例がある。

国民国家は、一部の賤民的芸能を囲い込むことによって、多くの周縁的民衆 世界を切り捨てていったのである。井上ひさしの戯曲『藪原検校』は、江戸時 代の民衆の「悪」のエネルギーを、現代の演劇のなかで再び蘇生させようとす るものであり、そこに魅力のひとつがある。

参考引用文献

赤坂憲雄, 1985, 『異人論序説』砂子屋書店(1992, ちくま学芸文庫)

同,1991,『排除の現象学』筑摩書房(1995,同右)

同,1996・8,『東北学へ』1~3,作品社

朝尾直弘,1995,『都市と近世社会を考える』朝日新聞社

石井良助, 1988, 『江戸の賤民』明石書店

同,1994,『江戸時代の被差別社会』明石書店

井上ひさし、1974、『藪原検校』新潮社

今西一, 1993, 『近代日本の差別と村落』雄山閣出版

同、1998、『近代日本の差別と性文化』雄山閣出版

同,2000,『国民国家とマイノリティ』日本経済評論社

上杉聰, 1990, 『明治維新と賤民廃止令』部落解放出版社

ヴェーバー, マックス, 1920, 『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』(1989, 大塚久雄訳、岩波文庫)

雄松比良彦, 1993, 『女相撲史研究』京都謫仙堂

京都部落史研究所,1994,『近代に生きる人びと』阿吽社

倉田喜弘, 1999, 『芸能の文明開化』平凡社

小松和彦, 1985. 『異人論』青土社(1995. ちくま学芸文庫)

同、1998、『異界を覗く』洋泉社

同・五十嵐敬喜, 2000,『創造学の誕生』 BIO-City

司馬遼太郎、1982、『菜の花の沖』文芸春秋(1987、文春文庫)

鈴木棠三,1938,「村に入り来る者」(1972,柳田國男『山村生の研究』国書刊行会)

鈴木良、1980、「日本近代史研究における部落問題の位置」『歴史評論』第231号

高木博志、1991「史料紹介『吉例猿舞の話』」『立命館文学』第521号

同、『近代天皇制の文化史的研究』校倉書房

竹下喜久男、1997、『近世地方芸能興行の研究』清文堂

辻ミチ子, 1999, 『転生の都市・京都』 阿吽社

徳永高志,1998,『芝居小屋の20世紀』雄山閣出版

永浜宇平, 1922, 『三重郷土志』京都府中郡三重郷土志刊行会

两川長夫, 1992,「国民 (Nation) 再考」『人文学報』第70号

丹羽邦夫, 1995, 『地租改正法の起源』 ミネルヴァ書房

服部幸雄, 1993, 『江戸歌舞伎』岩波書店

福島正夫, 1962, 『「家」制度研究 資料編二』東京大学出版会

朴銓烈, 1989, 『「門付け」の構造』弘文堂

三隅治雄ほか,1966~69,「近世大道芸人資料1~30」『芸能』第8巻8号~第11巻7号

村崎修二,1986,『花猿誕生』清風堂書店出版部 柳田國男,1935,「モノモラヒの話」(1969,『定本柳田國男集 第14巻』筑摩書房) 藪田貫,1994,「国訴と民衆」『大阪の歴史教育』第32号 山本尚友,1999,『被差別部落史の研究』岩田書院

(付記) この他に、いくつかの原史料を使用したが、本文中に注記するにとどめた。 なお「雑種賤民」の多様な存在については、拙著『文明開化と差別』(吉川 弘文館、近刊)を参照していただきたい。